

議案第二四号

三朝町取員旅費支給各条例の一部を改正する各条例について  
三朝町取員旅費支給各条例の一部を別紙のように改正する  
ものとする

昭和三十七年三月十日提出

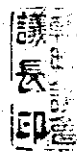
三朝町長 坂出 雅 乙

昭和三十七年三月十七日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄





三朝町職員旅費支給条例の一部を改正する条例

三朝町職員旅費支給条例(昭和三十一年)の一部を次のように改正する

第七条の次に次の条を加える

「第八条 この条例の実施に関し必要な事項は規則で定める」

別表第一を次のように改める

別表第一

正 令	鉄道		船賃 (上級)	車馬賃 (二種以上)	日当(一日につき)		宿泊料(一夜以上)		食費占十料 (一夜以上)
	県内	県外			県内	県外	県内	県外	
一等級の取らざるもの	〃	〃	〃	五	二二〇	二四〇	一〇〇〇	一五〇〇	三〇〇
二等級	〃	〃	〃	五	一八〇	二〇〇	一〇〇〇	一五〇〇	三〇〇
三等級	〃	〃	〃	五	二〇〇	二二〇	一〇〇〇	一五〇〇	三〇〇
四等級	〃	〃	〃	五	一七〇	一九〇	一〇〇〇	一五〇〇	三〇〇

附 則

この条例は公布の日から起し施行し昭和三十一年四月一日より適用する